

# 消防法上に新たに「危険物」が追加されました



これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった

**「炭酸ナトリウム過酸化水素付加物」**が消防法上の第1類の危険物に追加されました。



炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は、酸素系の漂白剤として広く一般に流通しており、貯蔵又は取り扱う数量によっては、消防法に基づく市町村長等の許可又は吉川松伏消防組合火災予防条例に基づく少量危険物貯蔵取扱の届出が必要となります。

## 炭酸ナトリウム過酸化水素付加物とは？

炭酸ナトリウム過酸化水素付加物は、一般的には「過炭酸ナトリウム」、「過炭酸ソーダ」、「酸素系漂白剤」の別称で呼ばれています。

また、これらは、生活必需品として多方面で使われており、これらを主成分とする商品は、スーパーやホームセンター、薬局などで販売されており、次のような商品の一部が該当します。

「漂白剤」、「除菌剤」、「消臭剤」、「食器洗い乾燥機用洗剤」、「パイプクリーナー」、「洗濯槽クリーナー」等に使用されています。

販売されているこれらの商品が、危険物となるかは、製造元に確認していただく必要があります。

## 規制を受ける数量は？

危険物は、貯蔵又は取り扱う数量により、消防法若しくは吉川松伏消防組合火災予防条例に定める基準に従うこととなります。

### 性質ごとの指定数量

性 質	指定数量	規 制 概 要
第一種酸化性固体	50 kg	50 kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。 10 kg以上 50 kg未満貯蔵又は取扱う場合には、吉川松伏消防組合火災予防条例に基づく届出が必要。
第二種酸化性固体	300 kg	300 kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。 60 kg以上 300 kg未満貯蔵又は取扱う場合には、吉川松伏消防組合火災予防条例に基づく届出が必要。
第三種酸化性固体	1,000 kg	1,000 kg以上貯蔵又は取扱う場合には、消防法に基づく市町村長等の許可が必要。 200 kg以上 1,000 kg未満貯蔵又は取扱う場合には、吉川松伏消防組合火災予防条例に基づく届出が必要。

## 今後どのような規制を受けますか？

平成24年7月1日から施行されますが、経過措置を設けています。

- 1 当該改正によって、新たに消防法に基づく許可を受けなければならない施設は、平成24年12月31日までに許可を受けなければなりません。また、平成24年7月1日現在、すでに許可を受けている危険物施設について、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されることに伴い、位置、構造及び設備の変更に係る許可を受ける必要がある危険物施設も、平成24年12月31日までに変更の許可を受けなければなりません。
- 2 すでに許可を受けている危険物施設のうち、当該改正によって、品名、数量および倍数が変更となる危険物施設は、平成24年9月30日までに「品名、数量、倍数変更届出」を行わなければなりません。
- 3 新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準について、一定の条件を満たす場合は、平成25年6月30日までの間は、適用しません。
- 4 新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までに「少量危険物貯蔵取扱い」の届出を行わなければなりません。



※詳しくは、消防本部予防課までお問い合わせください。

お問い合わせ

吉川松伏消防組合消防本部 予防課

所在地：〒342-0016 埼玉県吉川市大字会野谷481

TEL 048-982-3919